

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的 (第一条関係)

この法律は、人種等を理由とする差別の撤廃（あらゆる分野において人種等を理由とする差別をなくし、人種等を異にする者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することをいう。以下一において同じ。）が重要な課題であることに鑑み、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とすること。

二 定義 (第二条関係)

- 1 この法律において「人種等を理由とする差別」とは、三の1又は2に違反する行為をいうこと。
- 2 この法律において「人種等」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身をいうこ

と。

三 人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則

(第三条から第五条まで関係)

1 何人も、次に掲げる行為その他人種等を理由とする不当な差別的行為により、他人の権利利益を侵害してはならないこと。

① 特定の者に対し、その者の人種等を理由とする不当な差別的取扱いをすること。

② 特定の者について、その者の人種等を理由とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動をすること。

2 何人も、人種等の共通の属性を有する不特定の者について、それらの者に著しく不安若しくは迷惑を覚えさせる目的又はそれらの者に対する当該属性を理由とする不当な差別的取扱いをすることを助長し若しくは誘発する目的で、公然と、当該属性を理由とする不当な差別的言動をしてはならないこと。

3 人種等を理由とする差別は、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、確実に防止されなければならないこと。

- 4 人種等を理由とする差別は、その防止のための取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に防止されなければならないこと。

四 国及び地方公共団体の責務 (第六条関係)

- 1 国及び地方公共団体は、三の基本原則にのっとり、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を効果的に実施するため、国、地方公共団体、人種等を理由とする差別の防止に関する活動を行う民間の団体その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

五 基本方針 (第七条関係)

- 1 政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、人種等を理由とする差別の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、人種等差別防止政策審議会の意見を聴い

て、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

六 財政上の措置等 (第八条関係)

政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

七 年次報告 (第九条関係)

政府は、毎年、国会に、人種等を理由とする差別の状況及び人種等を理由とする差別の防止に関して講じた施策についての報告を提出しなければならないこと。

第二 基本的施策

一 相談体制等の整備 (第十条関係)

国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、人種等を理由とする差別の有無等に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

二 多様な文化等に関する情報の提供等 (第十一条関係)

国及び地方公共団体は、人種等を異にする者との間の相互理解を促進し、その友好関係の発展に寄与するため、多様な文化、生活習慣等に関する適切な情報の提供、相互の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 人種等を理由とする差別の防止に関する啓発活動等 (第十二条関係)

国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止について広く一般の関心と理解を深めるとともに、人種等を理由とする差別の防止を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

四 人権教育の充実等 (第十三条関係)

国及び地方公共団体は、人権尊重の精神を^{かん}涵養することにより人種等を理由とする差別を防止するため、教育活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

五 国内外における取組に関する情報の収集、整理及び提供等 (第十四条関係)

国は、人種等を理由とする差別の防止に関する地方公共団体及び民間の団体等の取組を促進するため、国内外における人種等を理由とする差別の防止に関する啓発活動、教育活動その他の取組に関し、情報

の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

六 インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別の防止のための自主的な取組の支援

(第十五条関係)

国及び地方公共団体は、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別を防止するため、人種等を理由として侮辱する表現、人種等を理由とする不当な差別的取扱いを助長し又は誘発する表現その他の人種等を理由とする不当な差別的表現の制限等に関する事業者の自主的な取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

七 地域における活動の支援

(第十六条関係)

国及び地方公共団体は、地域社会における人種等を理由とする差別を防止するため、地域住民、その組織する団体その他の地域の関係者が行うその防止に関する自主的な活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

八 民間の団体等の支援

(第十七条関係)

六及び七のほか、国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止に関する自主的な活動を行

う民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

九 調査の実施 (第十八条関係)

国は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の策定及び実施に資するよう、地方公共団体の協力を得て、我が国における人種等を理由とする差別の実態を明らかにするための調査を行わなければならないこと。

十 関係者の意見の反映 (第十九条関係)

国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の策定及び実施に当たっては、人種等を理由とする差別において権利利益を侵害され又はその有する人種等の属性が不当な差別的言動の理由とされた者その他の関係者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第三 人種等差別防止政策審議会

一 設置 (第二十条関係)

- 1 内閣府に、人種等差別防止政策審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。
- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどること。
 - ① 基本方針に関し、第一の五の２の事項を処理すること。
 - ② 内閣総理大臣の諮問に応じて人種等を理由とする差別の防止に関する重要事項を調査審議すること。
 - ③ ①及び②の事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べること。
 - ④ ①及び②の事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、２の④による勧告に基づき講じた施策について審議会に報告しなければならないこと。

二 組織及び運営

（第二十一条関係）

- 1 審議会は、委員十五人以内で組織すること。

- 2 審議会の委員は、人種等を理由とする差別の防止に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
- 3 審議会の委員は、非常勤とすること。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。